

訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業の実施について、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に定める介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）を修了し、介護保険法第8条第2項に定める訪問介護に従事する職員（以下「訪問介護員」という。）の確保及び定着を図ることを目的とする。

第3 基金事業者

群馬県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業所とする。

第4 基金事業の内容等

（1）事業の内容

ア 初任者研修修了後に訪問介護員となる従業者又は従業予定者が、初任者研修を受講する際の受講料を基金事業者が負担した場合に、その費用の一部を補助する。

ただし、受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者に限る。

イ 補助対象となる費用は、基金事業者が研修機関に直接支払った受講料もしくは、従業者又は従業予定者が負担した受講料に対して基金事業者が当該従業者等に支払った支給金を対象とする。

ただし、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。

また、費用の支払いは当該年度中に完了しなければ補助対象とならない。

ウ 初任者研修を受講する従業者の形態は、常勤・非常勤職員を問わない。

従業予定者の場合は、研修終了後、実績報告書提出時点において既に雇用済み又は雇用が確定していることとする。

エ 補助申請年度中に開講し、当該年度中に修了する初任者研修を受講する場合を補助の対象とする。また、交付決定を受けていても、補講等により当該年度中にその研修を修了しなかった場合、当該従業者等に係る費用については補助対象外とする。

(2) 補助対象経費、補助基準額及び補助金額

補助対象経費	初任者研修修了後に訪問介護員となる従業者又は従業予定者が、初任者研修を受講する際に基金事業者が負担した受講料。補講に要した受講料はこれを含めない。
補助基準額	研修受講者 1 名あたり 50,000 円
補助金額	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じて得た額。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第 5 交付申請

要綱第 6 条に定める補助金交付申請書（別記様式第 3 号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業補助金所要額調書（別記様式第 3 号 別紙 1 ア）
- (2) 訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業計画書（別記様式第 3 号 別紙 2 ア）
- (3) その他知事が必要と認めた書類

第 6 実績報告

要綱第 10 条に定める補助金実績報告書（別記様式第 5 号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業補助金所要額精算書（別記様式第 5 号 別紙 1 ア）
- (2) 訪問介護員確保に係る介護職員初任者研修支援事業実績報告書（別記様式第 5 号 別紙 2 ア）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第 7 その他

- (1) 基金事業者は、事業の実施にあたり、群馬県介護員養成研修実施要綱、群馬県介護員養成研修事業者指定要領及び群馬県介護員養成研修の実施に係る留意事項を遵守するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途知事と協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。